

平成十一年自治省令第三十五号

(住民基本台帳法施行規則)

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十八第一項、第三十条の二十一及び第三十条の二十人の規定に基づき、並びに司法を実施するため、住民基本台帳法施行規則を次のように定める。

(住民票コード)

第一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八

十一号。以下「法」という。)第七条第十三号に規定する住民票コードは、次に掲げる数字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

一 無作為に作成された十けたの数字

二 一けたの検査数字(住民票コードを電子計算機に入力するときの誤りを検出することを目的として、総務大臣が定める算式により算出される数字をいう。)

第三条 法第九条第三項(同条第一項に係る部分

に限る。次項において同じ。)の規定による通知は、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)による記録しておくことができる機器を含む。(以下同じ。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

法第九条第三項に規定する総務省令で定める一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。(以下同じ。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

法第九条第三項に規定する総務省令で定める一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。(以下同じ。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信ができない場合と

(住民票を消除する場合の通知の方法)

第三条 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。)第十

三条第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の請求手続)

第四条 法第十二条の四第一項の規定に基づき住民票の写しの交付の請求をする者は、同項に基づく住民票の写しの交付の請求である旨並びに次項に規定する書類を提示した場合には、その者の住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を明らかにしなければならない。

法第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める書類は、旅券、運転免許証その他官公署

が発行した免許証、許可証又は資格證明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長(特別区にあつては区長、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長又は総合区長。第六条及び第九条において同じ。)が適当と認めるものとする。

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の際の通知の方法)

第五条 法第十二条の四第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準(戸籍の附票記載事項通知の方法)

によつては、総務大臣が定める。

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特

例の際の通知の方法)

第五条 法第十二条の四第五項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法又は同一の世帯の回線を通じた送信の方法に関する技術的基準(戸籍の附票記載事項通知の方法)

によつては、総務大臣が定める。

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特

例の際の通知の方法)

第五条 法第十二条の四第五項(同条第一項に係る部分

に限る。次項において同じ。)の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

法第十九条第四項に規定する総務省令で定め

る場合は、電気通信回線の故障その他の事由によ

り電気通信回線を通じた送信ができない場合と

(最初の転入届の手続)

第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をしようとする者は、市町村長に対し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)

法第二十七条に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)の交付を受けてい

る旨を明らかにしなければならない。

(個人番号カードの交付を受けている者等に關する届出の特例の通知の方法)

第七条 法第二十四条の二第七項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(個人番号カードの交付を受けている者等に關する届出の特例の通知の方法)

第七条 法第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、当該個人番号カード

が真正なものであることを確認するために転入地市町村長が用いる符号その個人番号カード

の管理のために必要な事項とする。

(現に届出の任に当たつている者を特定する方

法) 第八条 法第二十七条第一項の規定による提示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方法によ

る。個人番号カード又は旅券、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格證明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて現に届出の任に当たつている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

(住民票コードの指定等)

第九条 法第三十条の二第一項の規定による住民票コードの指定は、地方公共団体情報システム(以下「機構」という。)が市町村の人口等を勘査し、無作為に抽出することにより行うものとする。

二 前号の書類をやむを得ない理由により提示

することができない場合には、現に届出の任に当たつている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する

ため市町村長が適当と認める書類を提示する

ことのできる住民票コードが不足するときには、機構に対し、当該不足すると見込まれる数の住民票コードについて説明させる方法

法第三十条の二第一項の規定による指定及び通

知を求めることができる。

(住民票コードの記載の変更請求書の提出の際

に提示する書類)

第八条の二 法第二十七条第二項に規定する総務省令で定める事項は、氏名及び住所その他の市町村長が適當と認める事項とする。

(届出をする者の代理人等の権限を明らかにする方法)

第八条の三 法第二十七条第三項の規定による提

示若しくは提出又は説明は、次のいずれかの方

法によるものとする。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、届出をする者が本

人であるかどうかの確認をするため、必要な事

項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの方

事項についての説明を求めるものとする。

一 現に届出の任に当たつている者が法定代理

人の場合には、戸籍謄本その他の資格を証

明する書類を提示し、又は提出する方法

二 現に届出の任に当たつている者が法定代理

人以外の者である場合には、委任状を提出す

る方法

三 前二号の書類をやむを得ない理由により提

出し、又は提出することができない場合には、届出する書類を提示し、又は提出させる方法

二 一 現に届出の任に当たつている者が法定代理

人以外の者である場合には、委任状を提出す

る方法

三 基礎年金番号の付記がされた書面で届出をす

る。認するため市町村長が適當と認める書類とす

(住民票コードの指定等)

第九条 法第三十条の二第一項の規定による住民票コードの指定は、地方公共団体情報システム(以下「機構」という。)が市町村の人口等を勘査し、無作為に抽出することにより行うものとする。

二 市町村長(特別区の区長を含む。)は、住民

票に記載のことのできる住民票コードが不足

するときには、機構に対し、当該不

足すると見込まれる数の住民票コードについて

法第三十条の二第一項の規定による指定及び通

知を求めることができる。

(住民票コードの記載の変更請求書の提出の際

に提示する書類)

第九条の二 令第三十条の三に規定する総務省令

で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類で

あつて、請求者の氏名が記載されているものと

する。

一 運転免許証、健康保険の被保険者証その他

法律又はこれに基づく命令の規定により交付

された書類であつて当該請求者が本人である

ことを確認するため市町村長が適當と認める

もの。

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由によ

り提示することができない場合には、当該請

求者が本人であることを確認するため市町村

長が適當と認める書類

(住民票コードの記載の変更請求書の記載事項)

第九条の二 令第三十条の四第二項の総務省令で定め

る事項は、住民票コードの記載の変更を請求し

ようとする者の氏名、住所及び住民票コードと

する事項

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に關する事項)

第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

認するため市町村長が適當と認める書類とす

る。

(住民票コードの指定等)

第九条 法第三十条の二第一項の規定による住民票コードの指定は、地方公共団体情報システム(以下「機構」という。)が市町村の人口等を勘査し、無作為に抽出することにより行うものとする。

二 市町村長(特別区の区長を含む。)は、住民

票に記載のことのできる住民票コードが不足

するときには、機構に対し、当該不

足すると見込まれる数の住民票コードについて

法第三十条の二第一項の規定による指定及び通

知を求めることができる。

(住民票コードの記載の変更請求書の記載事項)

第九条の二 令第三十条の四第二項の総務省令で定め

る事項は、住民票コードの記載の変更を請求し

ようとする者の氏名、住所及び住民票コードと

する事項

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に關する事項)

第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十二条の規定による届出(次号に掲

げる届出を除く。)に基づき住民票の記載を行つた場合

国内転入

二 法第二十二条の規定による届出(国外から

転入をする旨の届出に限る。)並びに第三十

条の四十六及び第三十条の四十七の規定によ

る届出に基づき住民票の記載を行つた場合

国外転入等

三 出生の届出（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条に規定する出生の届出をいう。以下この号において同じ。）の受理に伴い住民票の記載を行った場合又は法第九条第二項の規定による通知（出生の届出の受理に係るものに限る。）に基づき住民票の記載を行った場合 出生

四 令第八条の二第一項の規定により住民票の記載を行った場合 職権記載等（帰化等）

五 令第八条の二第二項の規定により住民票の記載を行った場合 職権記載等（国籍喪失）

六 前各号に掲げる場合以外の場合 職権記載等

一 法第二十四条の規定による届出（次号に掲げる届出を除く。）に基づき住民票の消除を行った場合 国内転出

二 法第二十四条の規定による届出（国外に転出をする旨の届出に限る。）に基づき住民票の消除を行った場合 国外転出

三 死亡の届出（戸籍法第八十六条に規定する死亡の届出をいう。以下この号において同じ。）の受理に伴い住民票の消除を行った場合又は法第九条第二項の規定による通知（死亡の届出の受理に係るものに限る。）に基づき住民票の消除を行った場合 死亡

四 令第八条の二第一項の規定により住民票の消除を行った場合 職権消除等（帰化等）

五 令第八条の二第二項の規定により住民票の消除を行った場合 職権消除等（国籍喪失）

六 前各号に掲げる場合以外の場合 職権消除等

三 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第二十三条の規定による届出に基づき住民票の記載の修正を行った場合 転居

二 次に掲げる氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正

イ 常用平易な文字（戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下同じ。）以外の文字の常用平易な文字をいう。以下同口 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正（イに該当するものを除く。）

八 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴う住所に係る記載の修正

二 地番の変更に伴う住所に係る記載の修正

一 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条の規定による住居表示の実施又は変更に伴う住所に係る記載の修正

ト 共同住宅、寄宿舎、下宿、病院、診療所、児童福祉施設、ホテル、旅館その他これらに類する用途に供する建築物の名称又は建物の賃貸人の変更に伴う住所に係る記載の修正

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権修正等

四 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 番号利用法第七条第二項の規定による個人番号の指定の請求に基づき個人番号の記載の修正を行った場合 個人番号の変更請求

二 番号利用法第七条第二項の規定により職権で個人番号の記載の修正を行った場合 個人番号の職権修正

三 前二号に掲げる場合以外の場合 個人番号の職権記載等

五 令第三十条の五第五号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第三十条の四第一項の規定による変更請求に基づき住民票コードの記載の修正を行った場合 住民票コードの変更請求

二 前号に掲げる場合以外の場合 住民票コードの職権記載等

(都道府県知事への本人確認情報の通知の方法)

第十三条 法第三十条の六第三項の規定による本人確認情報（同条第一項に規定する本人確認情報の回線を通じて送信する方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。）の記録及び保存は、電報をいう。以下同じ。の記録及び保存は、電報をいう。

（機構における本人確認情報の通知の方法）

第十五条 法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の記録及び保存の方法

（機構における本人確認情報の通知の方法）

第十六条 令第三十条の八第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報（同条に規定する特定機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方針に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第十七条 令第三十条の九第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方針に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供方法）

第十八条 法第三十条の十第二項の規定による機構保存本人確認情報（法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方針に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第十九条 令第三十条の十第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方針に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第二十条 法第三十条の十一第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第二十条の二 令第三十条の十一第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への本人確認情報の提供方法) 第二十条の三 法第三十条の十二第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第二十一条 令第三十三条の十二第一号及び第二号の規定による特定都道府県知事保存本人確認情報(同条に規定する特定都道府県知事保存本人確認情報をいう。)の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(本人確認情報を利用することができる事務) 第二十一条の二 法第三十条の十五第五項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるところとする。

一 番号利用法第八条第二項及び第十六条の二に規定する事務

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成二十六年総務省令第十八十五号。以下「個人番号カード等省令」という。)第三十五条第一項第一号に規定する事務

(準法定事務処理者への本人確認情報の提供方法) 第二十一条の三 令第三十条の十二の二第二項第一号及び第二号の規定による特定機構保存本人

則」という。第十一條第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和二年一〇月三〇日総務省令
第九八号）

別記様式第2（第37条関係）

別紙図形（別記様式第1及び別記様式第2関係）

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信規則」といって

第一條 本省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則
（令和四年三月二十九日 総務省令
二〇号）

附 則（令和四年一二月二八日総務省令第八三号）

附則（平成二九年五月二九日総務省令
第四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二八日総務省令
第二八号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月一五日総務省令第
六号）

行する。

附照
一四号
令和元年六月一二日總務省令第

 図形 1	 図形 2
住民基本台帳カード 交付地住所本 半 日 月 日まで有効 氏 名	

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

附 則
（令和二年五月二十五日総務省令第
五二号）

